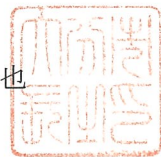


次のとおり、令和7年度大分市まちなか出店サポートセンター事業及び大分市中心市街地プロモーション事業委託を公募型プロポーザル方式で実施するので、公告する。

令和7年5月8日

大分市長 足立 信也



第1 委託の概要

1. 件名

令和7年度大分市まちなか出店サポートセンター事業及び大分市中心市街地プロモーション事業委託

2. 事業の目的

本事業は、以下の（１）（２）の事業を実施することにより、相互の効果を高め、「第4期大分市中心市街地活性化基本計画」に掲げる目標指標を達成することを目的とする。

（１）大分市まちなか出店サポートセンター事業

本業務は、中心市街地の空き店舗出店を支援するとともに、中心市街地で開催されている各種イベントの調整や助言などを行うことに加え、民間活力を活用したエリアマネジメントを推進する。

（２）大分市中心市街地プロモーション事業

本業務は、市内外の事業者に対し、本市中心市街地のイベント空間の活用を促進することにより、中心部の魅力を向上させ、来街者の増加と滞在時間の延長を図るとともに、県内市町村の観光や特産品等のPRができる機会を創出し、中心部商店街等との連携を促進することにより、継続的な交流人口の増加を図る。

3. 委託内容

別紙「令和7年度大分市まちなか出店サポートセンター事業及び大分市中心市街地プロモーション事業委託仕様書」のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による受託候補者との随意契約

5. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できないと判断できることから、公募型プロポーザル方式により、企画内容や業務体制、実績等を総合的に評価した上で、本業務の目的を達成し得る最も適した業者を選定するため。

6. 提案上限額

12,760,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格とするので、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった契約希望金額の

110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

7. 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

第 2 プロポーザルに係る事項

1. 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく大分市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、参加表明書提出日時点で、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 21 年大分市告示第 553 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 24 年大分市告示第 377 号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 企画提案書提出以前 3 月以内に、手形交換所で手形もしくは小切手の不渡りを出した事実または銀行もしくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 市税を滞納している者でないこと。

2. 審査方法

次に掲げる方法により審査する。

- (1) 参加表明した者の中から参加資格を確認した上で、あらかじめ定められた審査基準および審査方法により、提出された企画提案書等を評価する。
- (2) プロポーザル選定委員会において、提案者から企画内容、考え方の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）を受け、以下の審査基準に従って評価を行い、各委員が採点した点数を合計した総合点数の最も高い企画提案書等を提出した提案者を受託候補者として選定する。最高得点が複数となった場合は、選定委員会の委員による決選投票により順位を決定し、この場合において同順位のときは、委員長が最終決定を行う。

・審査基準

評価項目	配点
業務の目的理解・商店街等の他団体との連携	20
業務体制等	20
提案内容	40
事業実績	15
見積価格の評価	5
合計	100

- (3) 受託候補者が辞退した場合、もしくは受託候補者との協議が不調に終わった場合は、次の順位の提案者を受託候補者に選定する。
- (4) 提案辞退等により選定対象業者が 1 者のみとなった場合でも、プレゼンテーション・ヒアリングは実施する。
- (5) 受託候補者として選定される者は、委員全員の評価点の合計が、6 割以上の者とする。
- (6) プロポーザル選定委員会は非公開とする。また、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては一切受付けない。

3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 本実施要領に違反した場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合。
- (6) 公告日から契約締結日まで参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (7) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れした場合。
- (8) その他、選定委員会が不当と認めるとき。

第3 プロポーザルの手続き及びスケジュール

プロポーザルの参加手続きは、以下のとおりとする。

1. 実施要領及び委託仕様書の交付

- (1) 交付期間 公告日から令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時 15 分まで
- (2) 交付場所 「第 7 担当事務局」に同じ
- (3) 交付方法 交付場所で直接受け取り、もしくは「大分市ホームページ」よりダウンロード

2. 実施要領及び委託仕様書に関する質問受付

- (1) 受付時間 公告日から令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）

- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 受付方法 質問書(様式第1号)に質問事項を記載し、電子メールにて提出すること。
郵送、口頭での質問の受付は行わない。
- (4) 回答方法 質問に関する回答は、令和7年5月16日(金)までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市のホームページ上で行う。

3. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年5月20日(火)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参(ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)
または郵送(書留郵便に限る)
- (4) 提出書類及び部数
 - ① 参加表明書(様式第2号) 正本1部
 - ② 申請者概要(任意様式、パンフレット可) 正本1部
 - ③ 事業実績表(様式第3号) 正本1部
 - ④ 市税完納証明書(発行後3カ月を超えないもの) 正本1部
- (5) 提出期限までに上記(4)を提出しない者または参加資格がないと認められたものは、当該プロポーザルに参加することができない。
- (6) 参加資格の審査結果は、参加資格の有無に関わらず、令和7年5月23日(金)頃までに全表明者に書面で通知する。あわせて、提案者の資格を満たす者に対して企画提案書等の提出を依頼する。ただし、通知後、参加資格がないことが認められた場合は、当該プロポーザルに参加することおよび契約締結することができない。

4. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年6月2日(月)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出場所 「第7 担当事務局」に同じ
- (3) 提出方法 直接持参(ただし、土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分)
または郵送(書留郵便に限る)
- (4) 提出書類及び部数
 - ① 企画提案書(様式第4号及び添付書類) 正本1部 副本10部
 - ② 見積内訳書 正本1部 副本10部
- (5) 留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等一式を作成すること。

- ① 企画提案書等の作成・提出、ヒアリングに要する各種費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出書類はA4版を原則とし、企画提案書添付書類および見積内訳書は任意の様式で作成すること。
- ③ 日本語を用いること。また、できる限り専門的知識のない者でも理解できるよう分か

りやすい表現とすること。

- ④ 本市の依頼または合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。

(6) 企画提案書の添付書類に記載する内容について

企画提案書の添付書類は、①～⑤の項目ごとに記載すること。

①事業全般に関する事項

- ・業務実施体制（責任者、担当者、要員など）
- ・全体の業務スケジュール

②基本方針の策定に関する事項

以下について基本的な考え方を盛り込んで記載すること。

- ・エリアマネジメント
- ・テナントミックス、イベントミックス
- ・中心市街地プロモーション
- ・経済団体や商店街団体、各事業主との連携

③大分市まちなか出店サポートセンター事業に関する事項

・テナントミックス事業、イベントミックス事業の相談体制及び担当者選任にあたっての考え方

- ・フォローアップ事業の相談体制及び担当者選任にあたっての考え方
- ・エリアマネジメント推進事業の調査・検討及び提案の実施内容
- ・事務所の開設予定場所、開所日時等の詳細

④大分市中心市街地プロモーション事業に関する事項

- ・自治体情報発信支援事業の実施内容
- ・イベント開催の実施内容
- ・担当者選任にあたっての考え方

⑤広報に関する業務に関する事項

- ・広報計画の案
- ・マスメディアやホームページ、SNS 等を活用した情報発信のイメージ、方法等

5. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 日 時 令和7年6月5日（木）予定

※詳細な時間・場所については別途通知

- (2) 実施時間 1 者あたり持ち時間を 25 分（内発表 15 分、質疑応答 10 分）

- (3) 出席者 3 名以内とする

- (4) 設 営 プロジェクターおよびスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること

- (5) そ の 他 順番は企画提案書等の受付順とする

6. 選考結果の通知

- (1) 通知予定日 令和7年6月上旬予定
- (2) 通知方法 郵送にて全参加者へ通知
併せて大分市ホームページにおいて、受託候補者名を公表

7. 契約締結の時期 令和7年7月初旬予定

第4 契約に関する事項

1. 業務内容の詳細

業務内容の詳細については企画提案書等の内容を基本として、市と受託候補者が協議して決定する。

2. 見積書の提出

プロポーザル選定委員会で選定された受託候補者に対して、所定の手続きを経た上で、当該事業に関する見積書を依頼する。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1. 関係法令の遵守

受託者は、委託業務に当たり関連する法令等を遵守すること。

2. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

3. 個人情報保護

受託者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。業務終了後または解除後も同様とする。

また、この事業で知り得た情報等をもとに、参加者に対し特定の団体等に参加させたり勧誘させたりすることは、事業中、事業後を問わず、一切行わないこと。

なお、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡す、または適切に廃棄処理をした後、市に報告書を提出するものとする。

4. 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

第6 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 1者1案とし複数提案を禁止する。

- (3) 提出後の書類の差替え、修正、追加は認めない。ただし、選定委員会からの要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された企画提案書等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 企画提案書等に記載されている事項は、契約内容の原型となるものであるが、全ての事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的を達成のために修正すべき事項がある場合には、市と受託者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更または削除を行うことがある。
- (8) 本募集内容に定めるもののほか、必要事項については市が定める。

第7 担当事務局

- (1) 名 称 大分市商工労働観光部商工労政課 商業にぎわい担当班
- (2) 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
- (3) 連絡先 TEL:097-537-7294、E-mail: shougyou@city.oita.oita.jp

第8 受託者選定までのスケジュール

	項目	期間等	備考
1	公告	令和7年5月8日(木)	
2	仕様書等の交付	令和7年5月8日(木)から 令和7年5月20日(火)まで	大分市ホームページからダウンロードも可能
3	質問書の提出期限	令和7年5月14日(水)まで	質問書に記載し、担当事務局まで電子メールにて送信する
4	質問書に対する回答	令和7年5月16日(金)まで	
5	参加表明書等の提出期限	令和7年5月20日(火)まで	直接持参または郵送(必着)
6	参加資格確認結果の通知	令和7年5月23日(金)頃	
7	企画提案書等の提出期限	令和7年6月2日(月)まで	直接持参または郵送(必着)
8	プレゼンテーション・ヒアリングの実施・審査	令和7年6月5日(木)予定	
9	選定結果の通知	令和7年6月上旬 予定	
10	本契約締結	令和7年7月初旬 予定	